

事 務 連 絡
令和元年 8 月 2 日

各 都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書
【確定版】等の提示について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年10月に実施される障害福祉サービス等報酬改定等を踏まえ、インタフェース仕様書等について、これまで案としてお示ししている資料を確定版として作成するとともに、インタフェース仕様書の修正履歴、修正部分に係る【抜粋版】等を添付したので、システム改修の参考としてください。

また、別添2に平成31年4月19日付事務連絡（「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について」）において示した内容から修正した箇所を記載しています。

なお、インタフェース仕様書の全文等については、厚生労働省ホームページに掲載しますので、適宜ご参照願います。

なお、本事務連絡の内容につきましては、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知することとしておりますので、各都道府県におかれましては、本件について管内市町村に周知方よろしく願います。

○お問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課給付管理係

TEL : 03-5253-1111 (内 3009)

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp

障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の資料
一覧

- 1-1 体制等状況一覧表
- 1-2 決定サービスごとの設定内容
- 1-3 請求明細書（記載例あり）
- 1-4 障害福祉サービス_請求書・明細書（記載例なし）
- 1-5 障害児支援_請求書・明細書（記載例なし）
- 1-6 実績記録票（記載例あり）
- 1-7 障害福祉サービス_実績記録票（記載例なし）
- 1-8 障害児支援_実績記録票（記載例なし）
- 2-1 インタフェース仕様書 共通編 修正履歴
- 2-2 インタフェース仕様書 共通編 【抜粋版】
- 3-1 インタフェース仕様書 都道府県編 修正履歴
- 3-2 インタフェース仕様書 都道府県編 【抜粋版】
- 4-1 インタフェース仕様書 市町村編 修正履歴
- 4-2 インタフェース仕様書 市町村編 【抜粋版】
- 5-1 インタフェース仕様書 事業所編 修正履歴
- 5-2 インタフェース仕様書 事業所編 【抜粋版】

修正を行ったファイル等について

【修正したファイル】

凡例 修正：○

- 1-1 体制等状況一覧表
- 1-2 決定サービスコードごとの設定内容
- 1-3 請求明細書（記載例あり）
- 1-4 障害福祉サービス_請求書・明細書（記載例なし）
- 1-5 障害児支援_請求書・明細書（記載例なし）
- 1-6 実績記録票（記載例あり）
- 1-7 障害福祉サービス_実績記録票（記載例なし）
- 1-8 障害児支援_実績記録票（記載例なし）
- 2-1 インタフェース仕様書 共通編 修正履歴
- 2-2 インタフェース仕様書 共通編【確定版】【抜粋版】
- 3-1 インタフェース仕様書 都道府県編 修正履歴
- 3-2 インタフェース仕様書 都道府県編【確定版】【抜粋版】
- 4-1 インタフェース仕様書 市町村編 修正履歴
- 4-2 インタフェース仕様書 市町村編【確定版】【抜粋版】
- 5-1 インタフェース仕様書 事業所編 修正履歴
- 5-2 インタフェース仕様書 事業所編【確定版】【抜粋版】

【主な修正内容】

凡例 修正したファイル名称：◆「ファイル名」

○体制等状況一覧の修正箇所

◆「1-1 体制等状況一覧表」

【修正内容】

以下の項目を削除

- ・「就労移行支援体制(6月以上12月未満)」
- ・「就労移行支援体制(12月以上24月未満)」
- ・「就労移行支援体制(24月以上36月未満)」

【対象サービス】

- ・就労移行支援

【修正内容】

介護給付費等の算定に係る「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の注釈の記載を見直し

【修正前】

- ・ 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

【修正後】

- ・ 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
障害者支援施設における日中活動系サービスの場合、加算率の区分が無いものの便宜上「1. I」を設定する。また、短期入所について、併設型・空床利用型を指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む）または指定宿泊型自立訓練事業所以外において行った場合、若しくは単独型事業所において行った場合、加算率の区分が無いものの便宜上「1. I」を設定する。

【修正内容】

介護給付費等の算定に係る「就労定着率区分」、「平均労働時間区分」、「平均工賃月額区分」の注釈の記載を見直し

【修正前】

- ・ 就労移行支援及び就労移行支援（養成）について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 2 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
就労継続支援A型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 1 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
就労継続支援B型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 1 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。

【修正後】

- ・ 就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

【修正内容】

障害児通所・入所給付費の算定に係る「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の注釈の誤記修正

【修正前】

- ・ 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

【修正後】

- ・ 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

○インタフェース仕様書の変更箇所

◆「3-2 インタフェース仕様書 都道府県編【抜粋版】」

【修正箇所】

13-14、23-12ページ

【修正内容】

主たる事業所サービス種類コード1、主たる事業所サービス種類コード2及び主たる事業所施設区分の注釈について、以下のように修正

【修正前】

- ・ 「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」、または「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「2:有り」の場合にのみ設定する。

【修正後】

- ・ 異動年月日の年月が令和1年 9 月以前の場合、「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」、または「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「2:有り」の場合にのみ設定する。

異動年月日の年月が令和1年 10 月以降の場合、「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」、「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」、または「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「2:有り」の場合にのみ設定する。

【修正箇所】

13-16、23-14ページ

【修正内容】

就労定着率区分、平均労働時間区分、平均工賃月額区分の注釈について、以下のように修正

【修正前】

- ・ ~

就労継続支援A型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から6月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

~

就労継続支援B型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から6月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

~

【修正後】

- ・ ~

就労継続支援A型について、指定を受けた日から6月未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

~

就労継続支援B型について、指定を受けた日から6月未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

~

【修正箇所】

13-17、23-15、23-16ページ

【修正内容】

福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分の注釈について、以下のように修正

【修正前】

- ・ 重度包括及び施設入所支援の場合、設定しない。

【修正後】

- ・ 重度包括及び施設入所支援(障害児施設から移行し、経過措置により事業者指定を受けた障害者支援施設を除く)の場合、設定しない。
障害者支援施設における日中活動系サービスの場合、加算率の区分が無いものの便宜上「1:I」を設定する。
また、短期入所について、併設型・空床利用型を指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む)、または指定宿泊型自立訓練事業所以外において行った場合、若しくは単独型事業所において行った場合、加算率の区分が無いものの便宜上「1:I」を設定する。

【修正箇所】

14-3ページ

【修正内容】

サービス種類「43:就労移行支援」、「44:就労移行支援(養成施設)」について、「就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)」「就労定着支援体制加算区分(12月以上24月未満)」「就労定着支援体制加算区分(24月以上36月未満)」の「○」を削除

【修正箇所】

49-1～49-4ページ

【修正内容】

「1.4.3 事業所異動連絡票情報等の事業変更年月日の設定方法」を追加

【修正箇所】

147、275ページ

【修正内容】

利用者負担上限月額①の備考欄に注釈を追加

【修正箇所】

149、276ページ

【修正内容】

以下の注釈を追加

- ・ 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する

【修正箇所】

246ページ

【修正内容】

注釈の記載を見直し

【修正前】

- ・ ~
ただし、国保連合会にお知らせ等の出力有りを申し出ている場合
~

【修正後】

- ・ ~
ただし、国保連合会に高額自動償還機能を「使用する」と申し出ている場合
~

◆「4-2 インタフェース仕様書 市町村編【抜粋版】」

【修正箇所】

126、129-2ページ

【修正内容】

以下の項目の備考欄に注釈を追加

- ・ 合計2 内訳 100%
- ・ 合計2 内訳 70%
- ・ 合計2 合計 算定時間数計
- ・ 合計4 内訳 100%
- ・ 合計4 内訳 70%
- ・ 合計4 合計 算定時間数計
- ・ 合計2 内訳 90%

【修正箇所】

129-4ページ

【修正内容】

以下の注釈を追加

- ・ サービス提供年月が令和1年10月以降は、同行援護(伴う)、または同行援護(伴ず)の場合、設定しない。

【修正箇所】

162-14、293-3ページ

【修正内容】

利用者負担上限月額①の備考欄に注釈を追加

【修正箇所】

162-16、293-5ページ

【修正内容】

以下の注釈を追加

- ・ 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。

【修正箇所】

239-1、240、251-10ページ

【修正内容】

注釈の記載を見直し

【修正前】

・～

ただし、国保連合会にお知らせ等の出力有りを申し出ている場合

～

【修正後】

・～

ただし、国保連合会に高額自動償還機能を「使用する」と申し出ている場合

～

◆「5-2 インタフェース仕様書 事業所編【抜粋版】」

【修正箇所】

46、47、50-2ページ

【修正内容】

以下の項目の備考欄に注釈を追加

- ・ 合計2 内訳 100%
- ・ 合計2 内訳 70%
- ・ 合計2 合計 算定時間数計
- ・ 合計4 内訳 100%
- ・ 合計4 内訳 70%
- ・ 合計4 合計 算定時間数計
- ・ 合計2 内訳 90%

【修正箇所】

50-4ページ

【修正内容】

以下の注釈を追加

- ・ サービス提供年月が令和1年10月以降は、同行援護(伴う)、または同行援護(伴ず)の場合、設定しない。

【修正箇所】

56-1~56-11ページ

【修正内容】

以下の入力必須項目と様式の対応表を追加

- ・ (5)入力必須項目と様式の対応表(基本情報レコード)
【サービス提供年月:令和1年10月以降】
- ・ (6)入力必須項目と様式の対応表(明細情報レコード)
【サービス提供年月:令和1年10月以降】

【修正箇所】

87-1ページ

【修正内容】

サービス提供実績記録票設定例の「⑤同行援護」のNo1の実績記録票インタフェース設定の記載を修正

【修正前】

- ・ サービス内容には、「153000」を設定する。
なお、平成31年3月以前において、「153000:同行援護基本決定」の支給決定を受けていない受給者の場合は、現在受けている支給決定(「151000:同行援護(身体介護伴う)決定」、または「152000:同行援護(身体介護伴わない)決定」)に基づいて、「151000」、または「152000」を設定する。

【修正後】

- ・ サービス内容には、「153000」を設定する。

【修正箇所】

87-1ページ

【修正内容】

サービス提供実績記録票設定例の「⑤同行援護」のNo2の実績記録票インタフェース設定の記載を修正

【修正前】

- ・ サービス内容には、「154000」を設定する。
なお、平成31年3月以前において、「154000:同行援護基本決定(盲ろう者)」の支給決定を受けていない受給者の場合は、現在受けている支給決定(「151000:同行援護(身体介護伴う)決定」、または「152000:同行援護(身体介護伴わない)決定」)に基づいて、「151000」、または「152000」を設定する。

【修正後】

- ・ サービス内容には、「154000」を設定する。

【修正箇所】

88、88-1ページ

【修正内容】

- サービス提供実績記録票設定例の「⑥重度包括」のNo1及びNo2の実績記録票インタフェース設定に記載を追加
- ・ ※サービス提供年月が平成30年4月時点の適用単価等で設定例を記載。

【修正箇所】

116ページ

【修正内容】

- 利用者負担上限月額①の備考欄に注釈を追加

【修正箇所】

117ページ

【修正内容】

- 以下の注釈を追加
- ・ 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。